**別記様式第２号（小分け業者用）**

**認　証　条　件　同　意　書**

公益財団法人やまがた農業支援センター理事長　○○○○（以下、甲という。）と申請者　　 　　　　（以下、乙という。）は、日本農林規格等に関する法律（以下「ＪＡＳ法」という。）第11条の規定による有機農産物に係る小分け業者の認証に関し、下記のとおり同意する。

記

１　この同意書は、認証の取消し又は格付の表示業務の廃止があるまで有効とする。

２　乙は、認証後は認証事業者として、以下の要求事項を遵守する。

（１）要求事項の変更も含め、認証事業者は常に認証に係る同意を遵守すること。

（２）認証事業者は、認証に係る事項が認証の技術的基準に適合するように継続的に維持すること及び格付の表示を付した農林物資が継続して有機農産物の日本農林規格を満たすこと。

（３）認証事業者は、格付の表示に係るＪＡＳ法の規定を遵守すること。

（４）認証事業者は、ＪＡＳ法第39条の規定による農林水産大臣の命令に違反し、又はＪＡＳ法第65条第2項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくはＪＡＳ法第66条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしてはならないこと。

（５）認証事業者が、認証事項を変更し､又は格付の表示業務を廃止しようとするときは、あらかじめ甲に変更届（別紙１）又は格付の表示業務廃止届（別紙２）を提出すること。なお、本項を含め認証事業者に課せられる責務が解除されるのは、格付の表示業務廃止届が甲に達した日から３０日後であること。

（６）認証事業者が、他人に認証を受けている旨の情報の提供をするときは、認証に係る農林物資以外の物資について甲の認証を受けていると誤認させ、又は甲の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。

（７）認証事業者が、他人に認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、認証に係る農林物資が当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。

（８）甲が（６）又は（７）の条件に違反すると認めて情報の提供の方法の改善又は中止を求めたときは、認証事業者はこれに応じること。

（９）（６）又は（７）のほか、他人に認証、又は格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、認証事業者は認証に係る農林物資以外の物資について甲の認証を受けていると誤認させ、又は甲の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。

（１０）認証事業者は、甲が行う調査等に協力すること。

（１１）認証事業者は、毎年６月末日までに、その前年度の格付の表示の実績を格付の表示実績報告書（別紙３）により甲に報告すること。

（１２）甲は、認証事業者に対し、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、格付の表示、農林物資の広告又は表示、農林物資、原料、帳簿その他の物件を検査し、若しくは従業者その他の関係者に質問することができること。

（１３）認証事業者は、その行った格付の表示に関する記録を、当該農林物資が出荷されてから消費されるまでに通常要すると見込まれる期間が１年未満の場合には当該農林物資の出荷の日から１年間、その期間が１年以上の場合には３年間保存するものとする。

（１４）認証証書の写しを取引先等に提供する場合は、複製である旨明記（複製、コピー、写し等）し、全てを複製すること。

（１５）認証事業者は、ＪＡＳ製品に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置をとるとともに、その記録を甲の求めに応じて甲に利用させること。

（１６）認証事業者が（１）から（１５）までの条件に違反し、又は（１２）の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは（１２）の検査を拒否、妨害若しくは忌避したときは、甲は認証の取消し又は格付に関する業務及び格付の表示を付した農林物資の出荷を停止し、又は甲が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消をすることを請求できること。

（１７）認証事業者が（１６）の請求に応じないときは、甲はその認証を取り消すこと。

（１８）認証事業者は、格付の表示業務を廃止したとき、若しくは認証の取消し又は格付の表示に関する業務及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止を請求されたときには、甲の要求どおりに当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止し、すべての認証、格付に関する情報の提供を中止し、格付の表示の除去若しくは抹消を行い、認証証書（別紙等を含む）を返却すること。

（１９）甲は、認証事業者がその認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷の停止及び甲が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消を行わない場合は、その旨を公表すること。

３　甲は、乙を認証事業者として認証したときは、乙の氏名又は名称及び住所、認証に係る農林物資の種類、認証に係る事業所の名称、所在地及び認証の年月日並びに認証番号､甲が前項の（１６）の規定による請求をしたとき又は認証を取り消したときは、当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由並びに格付の表示に関する業務を廃止したときは、当該廃止の年月日及び認証番号を公表する。

４　甲は、乙が認証後も引き続き認証の技術的基準を満たしていることを確認するため、認証年月日又は前回の認証事項の確認調査日からおおむね１年を超えない期間内に、認証事項の確認調査を行う。

５　４に規定する調査に加え、認証事業者の一部を対象として事前に通知することなく認証事項の確認にかかる実地調査（以下「無通告調査」という。）を行う。無通告調査の実施に当たって、代表者等が不在の際には、関係者の立会いなしに調査を行う場合がある。

６　甲は、乙から変更届の提出があった場合、又は乙が認証事項を変更したことを知った場合は、その内容が臨時確認調査を必要とするものかどうか決定し、乙に通知する。甲は、認証事項の変更の内容が認証事項の臨時確認調査を必要と判断した場合は、速やかに変更に係る部分の調査を実施する。

７　甲は、４から６のほか、第三者からの情報提供その他の方法により乙が認証の技術的基準に適合しないおそれがある事実を把握したときは、認証事項の臨時確認調査を行う。

８　甲は、４、６及び７の調査を実施したとき又は本同意書への不適合を確認した場合は、認証の維持及び認証範囲の縮小若しくは拡大、認証の取消し及び格付の表示に関する業務の停止又は格付の表示を付した農林物資の出荷の停止並びに停止の解除について判定し、その結果を乙に通知する。

９　甲は、公益財団法人やまがた農業支援センター個人情報保護要綱に基づき、組織のすべての階層において、認証に関する業務の過程で得られる情報の機密を保護するものとする。

10　甲は、３により情報の公開を行う場合は、法律で禁止されない限り事前に公開する旨を乙に通知するものする。

11　甲は、乙から不服申立て書により持ち込まれる苦情及び異議申立て又は紛争については、有機農産物認証業務苦情・異議申立て及び紛争処理要領に従って処理するものとする。

　以上のとおり同意したことを証するため、本書を2通作成し、甲、乙 それぞれ1通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

甲　山形県山形市緑町一丁目9番30号

緑町会館6階

　　公益財団法人やまがた農業支援センター

　　　　　理事長　　○　○　○　○

乙　申請者住所

申請者名

代表者名